

奈良市公報

第75号

令和4年7月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
6 15	41	奈良市公報号外第23号に掲載	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
6 1	329	令和4年度国民健康保険料の保険料率の決定	国保年金課
6 1	330	令和4年度国民健康保険料の減額の額の決定	国保年金課
6 1	331	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
6 1	332	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
6 1	333	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
6 1	334	財政状況の公表	財政課
6 1	335	公営企業の業務状況の公表	財政課
6 2	336	放置自転車等の保管	環境政策課
6 2	337	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6 7	338	住居番号の設定	市民課
6 7	339	住居番号の変更	市民課
6 7	340	住居番号の変更	市民課
6 7	341	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
6 7	342	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
6 8	343	令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	資産税課
6 8	344	差押調書の公示送達	滞納整理課
6 9	345	道路の区域変更	土木管理課
6 9	346	道路の供用開始	土木管理課
6 9	347	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
6 9	348	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
6 10	349	差押調書の公示送達	滞納整理課
6 10	350	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6 10	351	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

6	10	352	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	10	353	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	10	354	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	13	355	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
6	13	356	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
6	13	357	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
6	14	358	放置自転車等の保管	環境政策課
6	14	359	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
6	14	360	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
6	14	361	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
6	15	362	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
6	1	20	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
6	9	21	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
6	13	18	奈良市公報号外第23号に掲載	下水道事業課
6	13	19	奈良市公報号外第23号に掲載	給排水課
6	15	22	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
6	1	9	選挙権を有する者の50分の1の数等	
6	1	10	選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
6	6	7	農業委員会総会の招集	
6	13	8	共有者不明農用地等に係る公示	
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
6	15	1	議会議長の辞職	議会総務課

告

示

奈良市告示第329号

令和4年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の7.7
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 26,400円
 - (3) 世帯別平等割
1世帯につき 21,600円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.8
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 8,400円
 - (3) 世帯別平等割
1世帯につき 7,200円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.7
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 18,000円

(令和4年6月1日掲示済)

奈良市告示第330号

令和4年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
 - (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 15,120円
 - (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
 - (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 10,800円
 - (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
 - (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,320円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,880円
 - (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 5,040円
 - (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,200円
 - (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,600円
 - (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,680円
 - (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,440円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 12,600円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 9,000円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,600円

(令和4年6月1日掲示済)

奈良市告示第331号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者のうち所在が明らかでない者がおり筆界の確認を得ることができません。そこで所在が明らかな他の土地所有者による確認を得て筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市百楽園三丁目415番29

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市学園南三丁目1番5号 西部会館2F 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川 元庸

5 期間等

告示の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第3項の規定に基づき調査を行う。

(令和4年6月1日掲示済)

奈良市告示第332号

令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川 元庸

別紙1の表中

後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1				○	○	○				○		
------	------	-----------	--	--	--	---	---	---	--	--	--	---	--	--

を

後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1				○	○	○				○		
神戸 大介	ことのは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

に、別紙2の表中

小竹 志郎	こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779
-------	---------	--------------------------	---------

を

小竹 志郎	こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779
-------	---------	--------------------------	---------

神戸 大介	ことのは内科クリニック	六条二丁目 18-3 奈良六条医療モール1号	52-8823	に改める。
-------	-------------	------------------------	---------	-------

(令和4年6月1日掲示済)

奈良市告示第333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
スーパー・コートプレミアム奈良・学園前訪問介護事業所	奈良県奈良市学園南三丁目15-35ルミエール101号室	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和4年 4月1日
株式会社スーパー・コート	大阪府大阪市西区西本町一丁目7番7号		
介護ステーションがじゅまる	奈良県奈良市法蓮町433番地1グローバルリー新大宮310	居宅 訪問介護	令和4年 4月1日
T.P.O.S 合同会社	京都府木津川市加茂町大野内畑18番地		
ケアプランセンターばればれ青山	奈良県奈良市青山四丁目3番地の2	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和4年 4月1日
社会福祉法人うねび会	奈良県橿原市北越智町322番地		
訪問看護ステーション福丸	奈良県奈良市芝辻町二丁目5-3 タウニイマサキ105号室	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 4月1日
株式会社福丸	京都府木津川市木津殿城90番地6		
そよ風倶楽部ケアプランセンター	奈良県奈良市四条大路三丁目1番10号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和4年 5月1日
有限会社そよ風倶楽部	奈良県奈良市四条大路三丁目1番10号		
まはろ	奈良県奈良市杏町570-1-105号	居宅 訪問介護	令和4年 5月1日
LiLuLeA 株式会社	奈良県橿原市十市町837-3		
おたがいさん福祉用具	奈良県奈良市敷島町二丁目543番地の55	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和4年 5月1日
有限会社マザープロジェクト	奈良県奈良市敷島町二丁目543番地の55		

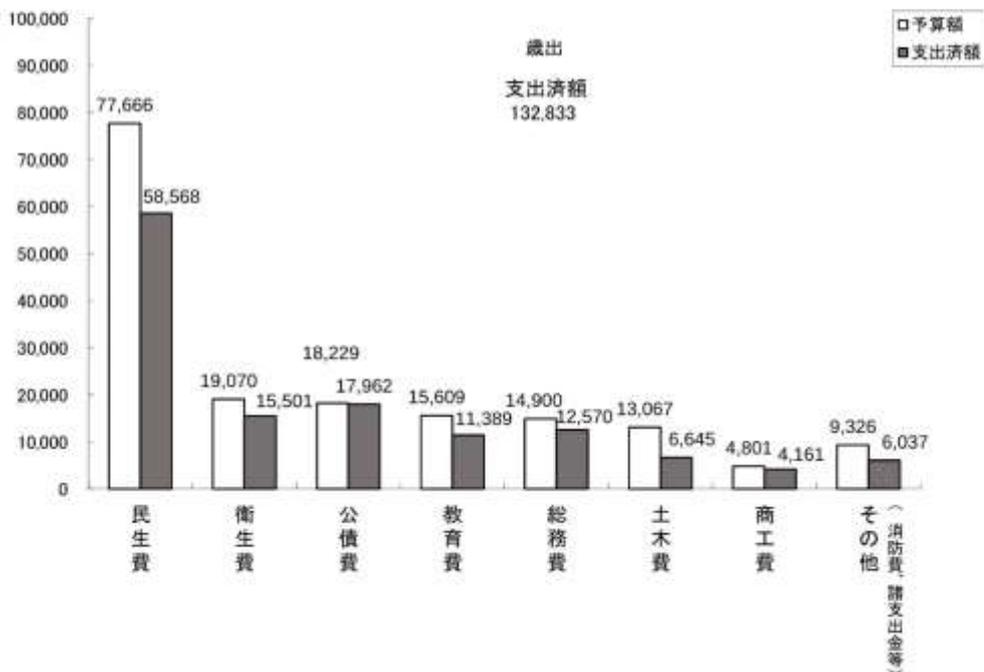
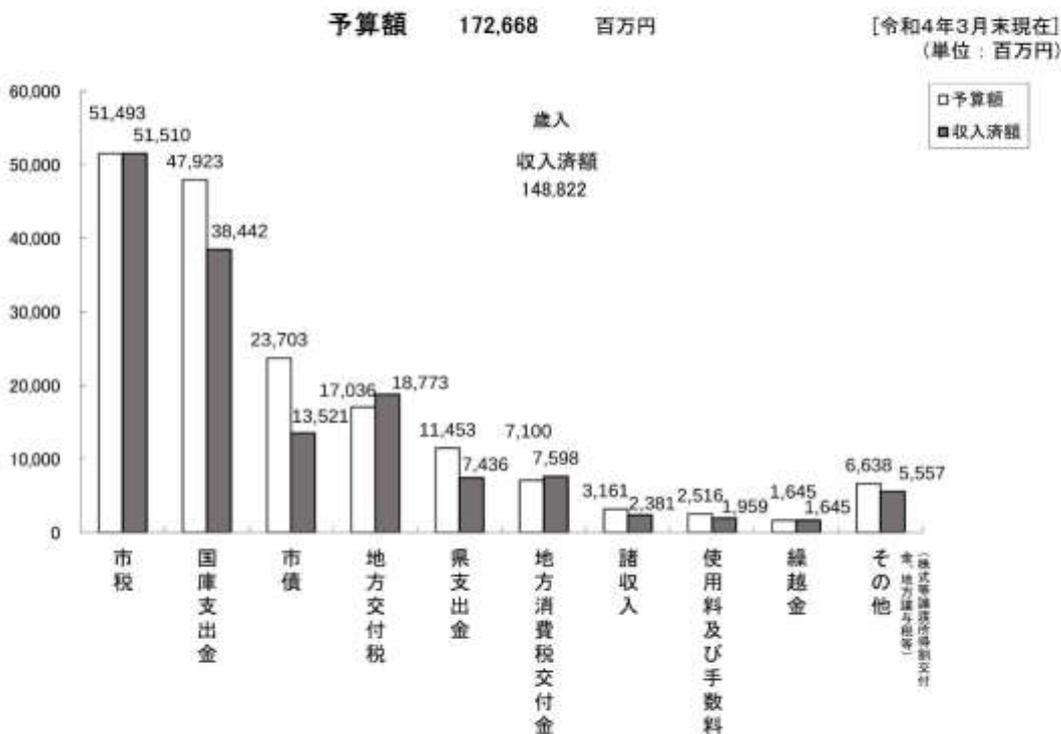
(令和4年6月1日掲示済)

奈良市告示第334号

奈良市財政状況の公表に関する条例(昭和61年奈良市条例第2号)の規定により、令和4年3月31日現在の本市の財政状況を次のとおり公表する。

令和4年6月1日

1. 令和3年度 一般会計予算執行の状況



2. 令和3年度 特別会計予算執行の状況

[令和4年3月末現在]

(単位：百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	544	5	543
国民健康保険特別会計	36,664	34,897	34,275
土地区画整理事業特別会計	1,730	1,148	1,170
介護保険特別会計	34,475	28,009	31,101
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	30	66	5
後期高齢者医療特別会計	7,153	5,570	6,133

3. 令和3年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和4年3月末現在]

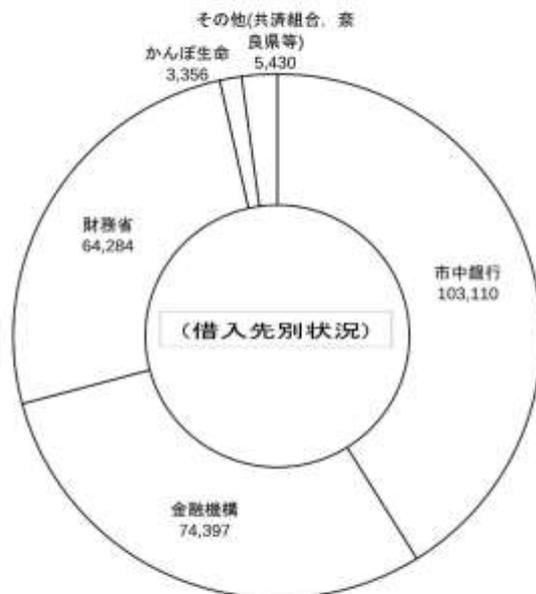
(単位：百万円)

会 計	項 目	収益的収支		資本的収支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病院事業会計	予算額	2,572	2,617	184	184
	実績額	2,397	2,442	184	184
水道事業会計	予算額	9,463	8,726	4,140	7,359
	実績額	9,518	8,196	1,638	4,584
下水道事業会計	予算額	8,557	8,351	3,305	5,136
	実績額	8,694	8,034	2,367	4,496

4. 市債の現在高

【令和4年3月末現在】
(単位：百万円)

250,577 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和4年3月末現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和4年3月末現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和4年3月末現在]

土地	7,268 千㎡
建物	1,120 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,384 百万円
基金	13,008 百万円

8. 人口等

[令和4年3月末現在]

人口	352,264 人
世帯数	165,923 世帯
面積	277 K㎡

(令和4年6月1日揭示済)

奈良市告示第335号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和4年6月1日

奈良市長 仲川元庸

令和3年度下半期 奈良市病院事業 報告書
(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

1. 事業の概況

令和3年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から17年4箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療体制については、昨年度末と比較して、医師3名の増などにより全体で8名増員となり、診療体制の強化を図りました。

診療機能については、県より「新型コロナウイルス感染症の重点医療機関・協力医療機関」の指定が前年度より継続され、陽性患者受入病床の確保及び患者受入要請に対応しております。

また、糖尿病内科について内分泌疾患という関連性が高い診療を一つの診療科に統合することで適切な診療につなげるため名称を糖尿病・内分泌内科に変更し、リウマチやこう原病の専門医が診療を開始できるようになったことを受けリウマチ・こう原病内科を設置しました。

業務量につきましては、入院延べ患者数48,714人、外来延べ患者数93,813人、合計142,527人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額1,883,262,098円となっております。支出につきましては、支出総額1,947,000,448円となっており、上半期と合わせると、収入総額は2,396,932,747円、支出総額は2,441,987,838円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は92,153,386円、支出総額は92,277,166円となっており、上半期と合わせると、収入総額は、184,254,747円、支出総額は184,254,747円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。令和3年度は、看護師国家試験に42名が合格しました。令和3年度末における学生の数は、1年生38名、2年生35名、3年生43名の合計116名です。

2. 議会議決・報告事項

- (イ) 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和3年8月10日専決)
- (ロ) 令和3年度奈良市病院事業会計決算の認定について(令和3年9月30日議決)
- (ハ) 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)(令和4年3月24日議決)
- (ニ) 令和4年度奈良市病院事業会計予算(令和4年3月24日議決)
- (ホ) 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について(令和4年3月24日議決)

3. 職員に関する事項

(令和4年3月31日)

医療政策課	職員数 4人
-------	-----------

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

種働日数	10月 31	11月 30	12月 31	1月 31	2月 28	3月 31	合計 182	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	516	409	453	550	455	446	2,829	15.5	5.8%
消化器内科	875	690	739	913	765	767	4,749	26.1	9.8%
循環器内科	544	630	820	784	898	712	4,388	24.1	9.0%
脳神経内科	360	357	336	333	314	339	2,039	11.2	4.2%
血液・腫瘍内科	154	81	203	230	210	266	1,144	6.3	2.4%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病・内分泌内科	6	10	0	0	0	0	16	0.1	0.0%
腎臓内科	148	219	108	122	278	300	1,175	6.5	2.4%
リウマチ・膠原病内科	18	0	0	2	52	26	98	0.5	0.2%
(感染制御内科)	36	3	2	47	87	135	310	1.7	0.6%
呼吸器外科	108	53	53	91	51	73	429	2.4	0.9%
外科・消化器外科	994	813	689	653	748	914	4,811	26.4	9.9%
脳神経外科	487	532	648	478	411	513	3,069	16.9	6.3%
乳腺外科	168	127	207	219	267	194	1,182	6.5	2.4%
整形外科	1,274	1,229	1,319	1,178	1,096	1,431	7,527	41.4	15.5%
形成外科	120	133	124	81	47	111	616	3.4	1.3%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	214	225	204	221	131	132	1,127	6.2	2.3%
皮膚科	91	77	75	47	91	54	435	2.4	0.9%
泌尿器科	258	234	237	258	264	262	1,513	8.3	3.1%
産婦人科	510	506	443	458	381	420	2,718	14.9	5.6%
眼科	233	246	194	175	256	225	1,329	7.3	2.7%
耳鼻いんこう科	159	124	177	173	136	120	889	4.9	1.8%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	0	0	9	4	5	3	21	0.1	0.0%
麻酔科							0	0.0	0.0%
緩和ケア科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	976	996	826	1,103	1,216	1,183	6,300	34.6	12.9%
合計	8,249	7,694	7,866	8,120	8,159	8,626	48,714	267.7	100.0%

※()は院内療養科

(2) 外来患者数

種働日数	10月 26	11月 24	12月 24	1月 23	2月 22	3月 26	合計 145	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	604	608	589	596	469	600	3,466	23.9	3.7%
消化器内科	1,932	1,916	1,869	1,742	1,500	1,853	10,812	74.6	11.5%
循環器内科	1,094	1,070	1,186	1,046	1,069	1,192	6,657	45.9	7.1%
脳神経内科	821	833	802	791	730	916	4,893	33.7	5.2%

血液・腫瘍内科	138	162	199	145	147	194	985	6.8	1.0%
心療内科	1	1	2	1	4	2	11	0.1	0.0%
糖尿病・内分泌内科	511	437	497	436	411	554	2,846	19.6	3.0%
腎臓内科	345	321	343	340	311	384	2,044	14.1	2.2%
リウマチ・膠原病内科	100	118	114	130	125	158	745	5.1	0.8%
(感染制御内科)	54	52	48	91	146	240	631	4.4	0.7%
呼吸器外科	64	60	66	58	56	61	365	2.5	0.4%
外科・消化器外科	745	713	738	698	648	751	4,293	29.6	4.6%
脳神経外科	485	461	491	435	398	538	2,808	19.4	3.0%
乳腺外科	980	908	917	869	742	944	5,360	37.0	5.7%
整形外科	1,838	1,824	1,802	1,670	1,481	1,830	10,445	72.0	11.1%
形成外科	616	679	694	638	522	665	3,814	26.3	4.1%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	502	483	510	493	469	580	3,037	20.9	3.2%
皮膚科	798	828	792	774	695	869	4,756	32.8	5.1%
泌尿器科	596	578	662	586	559	708	3,689	25.4	3.9%
産婦人科	1,153	1,075	1,130	1,016	939	1,164	6,477	44.7	6.9%
眼科	866	836	877	795	742	923	5,039	34.8	5.4%
耳鼻いんこう科	679	639	608	519	530	652	3,627	25.0	3.9%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	408	365	336	252	252	322	1,935	13.4	2.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
緩和ケア科	1	1	1	0	0	2	5	0.0	0.0%
歯科	0		0	0	0	1	1	0.0	0.0%
(総合診療科)	899	802	836	847	751	937	5,072	35.0	5.4%
合計	16,230	15,770	16,109	14,968	13,696	17,040	93,813	647.0	100.0%

※ () は院内診療科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	令和3年度下半期	令和2年度下半期	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	1,883,262,098	1,060,873,814	822,388,284	177.5
1 医業収益	0	-38,010,000	38,010,000	皆増
2 医業外収益	1,849,673,048	1,054,971,246	794,701,802	175.3
3 看護師養成事業収益	18,450,445	28,780,752	-10,330,307	64.1
4 特別利益	15,138,605	15,131,816	6,789	100.0

支出

科目	令和3年度下半期	令和2年度下半期	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	1,947,000,448	1,434,109,113	512,891,335	135.8
1 医業費用	1,911,128,125	1,369,515,916	541,612,209	139.5
2 医業外費用	213,672	321,700	-108,028	66.4
3 看護師養成事業費用	34,289,151	64,271,497	-29,982,346	53.4
4 特別損失	1,369,500	0	1,369,500	皆増
5 予備費	0	0	0	-

5 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業収益	2,572,026,000	1,883,262,098	2,396,932,747	175,093,253
1 医業収益	70,096,000	0	70,096,000	0
2 医業外収益	2,361,783,000	1,849,673,048	2,196,230,697	165,552,303
3 看護師養成事業収益	125,034,000	18,450,445	115,467,445	9,566,555
4 特別利益	15,113,000	15,138,605	15,138,605	-25,605

支出

科目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業費用	2,617,052,000	1,947,000,448	2,441,987,838	175,064,162
1 医業費用	2,489,748,000	1,911,128,125	2,323,857,662	165,890,338
2 医業外費用	621,000	213,672	527,830	93,170
3 看護師養成事業費用	124,623,000	34,289,151	115,742,646	8,880,354
4 特別損失	560,000	1,369,500	1,859,700	-1,299,700
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	184,300,000	92,153,386	184,254,747	45,253
1 企業債	0	0	0	0
2 補助金	1,482,000	740,328	1,481,328	672
3 負担金	182,818,000	91,413,058	182,773,419	44,581

支出

科目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	184,300,000	92,277,166	184,254,747	45,253
1 建設改良費	1,482,000	864,108	1,481,328	672
2 企業債償還金	182,818,000	91,413,058	182,773,419	44,581

(2) 令和4年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業 (円)	
発行総額	4,555,600,000	
償還高	下半期償還高	91,413,058
	償還高累計	758,312,916
未償還残高	3,797,287,084	

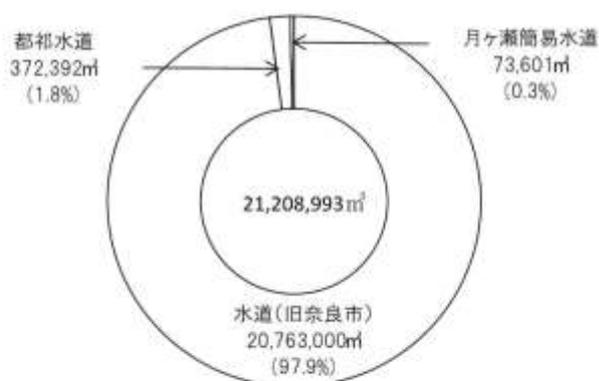
令和3年度下半期奈良市水道事業説明書
(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和3年度下半期	令和2年度下半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	1,236人	4,634人	△ 3,398人	△73.33%
給 水 戸 数	177,518戸	176,705戸	813戸	0.46%
給 水 量	733,477m ³	731,369m ³	2,108m ³	0.29%
1 日 最 大 給 水 量	129,046m ³	131,063m ³	△ 2,017m ³	△1.54%
1 日 平 均 給 水 量	117,177m ³	119,507m ³	△ 2,330m ³	△1.95%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	367ℓ	371ℓ	△ 4ℓ	△1.08%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	334ℓ	338ℓ	△ 4ℓ	△1.18%

(2)事業別給水量



(3)投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア.施設の更新

老朽化した浄水施設の更新事業として、令和元年度からの3か年継続事業による京都府木津川市梅谷地内(緑ヶ丘浄水場内)緑ヶ丘浄水場高架水槽更新工事及びその他11件を施行しました。

また、令和2年度からの3か年継続事業による奈良市奈良阪町地内他76箇所緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事及びその他8件を施行中です。

イ.配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市東九条町～八条一丁目地内口径150～100mm配水管改良工事他4件(3,367 m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市西大寺本町～西大寺栄町地内口径200～50mm配水管改良工事他4件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となり、業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となりました。確保した利益は、今後も増加する老朽施設更新のための財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	4,460,294,084円		← 営業収益	3,535,280,280円
営業外費用	89,289,190円		← 営業外収益	1,085,824,752円
特別損失	495,358円		← 特別利益	157,768円
純利益	71,184,168円			

(2) 貸借対照表

【資産の部 80,878,181,463円】		【負債の部 44,047,785,168円】	
固定資産 73,006,310,014円		← 固定負債	13,855,623,914円
有形固定資産 54,344,547,969円		← 流動負債	2,130,881,557円
無形固定資産 18,658,587,045円		← 繰延収益	28,061,279,697円
投資 3,175,000円		【資本の部 36,830,396,295円】	
流動資産 7,871,871,449円		← 資本金	13,982,951,219円
		← 剰余金	22,847,445,076円

3. 経理の状況

(1) 下半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,463,419,000	4,997,367,358	9,518,350,929	△ 54,931,929
1 営業収益	7,724,351,000	3,887,652,503	7,768,524,002	△ 44,173,002
2 営業外収益	1,739,017,000	1,109,555,087	1,749,003,595	△ 9,986,595
3 特別利益	51,000	159,768	823,332	△ 772,332

支出

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,726,000,000	4,977,841,361	8,195,768,922	530,231,078
1 営業費用	8,226,241,000	4,680,404,066	7,791,615,261	434,625,739
2 営業外費用	483,600,000	296,892,406	398,796,763	84,803,237
3 特別損失	6,159,000	544,889	5,356,898	802,102
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	4,140,322,000	1,494,443,823	1,637,948,503	2,502,373,497
1 企業債	2,882,500,000	878,600,000	878,600,000	2,003,900,000
2 補助金	238,333,000	162,920,000	162,920,000	75,413,000
3 負担金	714,379,000	293,676,823	296,819,523	417,559,477
4 他会計負担金	0	798,600	798,600	△ 798,600
5 分担金	305,110,000	158,448,400	298,810,380	6,299,620

支出

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	7,358,668,500	3,043,488,476	4,583,518,941	2,775,149,559
1 建設改良費	5,431,394,500	2,320,765,258	2,690,683,125	2,740,711,375
2 固定資産取得費	42,160,000	15,426,810	23,716,730	18,443,270
3 企業債償還金	1,408,569,000	704,030,766	1,402,574,450	5,994,550
4 長期割賦金	466,545,000	3,265,642	466,544,636	364
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和4年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)	
発行総額	27,664,700,000	
償還高	下半期償還高	704,030,766
	償還高累計	13,961,665,648
未償還残高	13,703,034,352	

令和3年度下半期奈良市下水道事業説明書
(令和3年10月1日～令和4年3月31日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和3年度下半期	令和2年度下半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	18,232,242m ³	18,650,356m ³	△ 418,114m ³	△2.24%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、奈良市北之庄町地内公共下水道築造工事他3件(1,308m)等を行いました。その他5件の公共下水道築造工事を施行中です。

イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、人孔鉄蓋布設替工事154箇所及び管きょ改築工事に伴う詳細設計業務委託2件等を行いました。その他2件の公共下水道移設工事、1件の人孔鉄蓋布設替工事及び1件の公共下水道築造工事に伴う詳細設計委託を施行中です。

ウ.処理場建設改良事業

老朽化した施設の更新のため、青山清水園処理場受変電設備更新工事に伴う設計業務委託を行いました。

2. 財政の状況

下水道使用料収入は予算に対し増収となり、業務の改善や経費の削減により、収益的収支は黒字決算となりました。また、令和2年度までは貸借対照表上で負債額が資産額を上回る債務超過の状態が続いていましたが、令和3年度は解消することができました。令和2年度から純利益を計上し一部累積欠損金の解消ができたものの未だ多額の累積欠損金が残っています。

このように非常に厳しい経営状況ではありますが、今後も企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,964,740,876円	←	営業収益	2,714,323,029円
営業外費用	164,160,467円	←	営業外収益	1,419,448,667円
特別損失	1,601,006円	←	特別利益	321,672円
純利益	3,591,019円			

(2) 貸借対照表

【資産の部 97,584,640,131円】	【資産】	【負債】	【負債の部 97,394,848,072円】
固定資産 95,250,558,512円		固定負債	32,533,740,928円
有形固定資産 90,822,655,491円		流動負債	3,960,623,954円
無形固定資産 4,427,903,021円		繰延収益	60,900,483,190円
流動資産 2,334,081,619円		【資本の部 189,792,059円】	
	↑	資本金	365,118,255円
	【資本】	剰余金	△175,326,196円

3. 経理の状況

(1) 下半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,557,000,000	4,383,707,739	8,693,788,178	△136,788,178
1 営業収益	5,770,812,000	2,964,250,962	5,912,214,412	△141,402,412
2 営業外収益	2,786,180,000	1,419,135,035	2,781,079,989	5,100,011
3 特別利益	8,000	321,742	493,777	△485,777

支出

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,351,063,000	4,454,035,892	8,033,713,774	317,349,226
1 営業費用	7,786,157,000	4,140,076,708	7,558,727,636	227,429,364
2 営業外費用	555,632,000	312,300,588	470,883,099	84,748,901
3 特別損失	4,274,000	1,658,596	4,103,039	170,961
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,304,905,000	2,030,733,737	2,366,902,557	938,002,443
1 企業債	2,279,200,000	1,629,700,000	1,629,700,000	649,500,000
2 他会計補助金	669,637,000	234,818,500	569,637,000	100,000,000
3 国庫補助金及び交付金	311,507,000	136,857,277	136,857,277	174,649,723
4 県補助金	9,053,000	9,053,000	9,053,000	0
5 負担金等	35,508,000	20,304,960	21,655,280	13,852,720

支出

科 目	予算現額(円)	下半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,136,489,000	2,591,335,922	4,495,660,549	640,828,451
1 建設改良費	1,623,069,000	831,073,484	983,219,338	639,849,662
2 固定資産取得費	3,200,000	346,500	2,326,500	873,500
3 企業債償還金	3,510,220,000	1,759,915,938	3,510,114,711	105,289

(2) 令和4年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		下水道事業(円)
発行総額		75,629,000,000
償還高	下半期償還高	1,759,915,938
	償還高累計	39,740,840,520
未償還残高		35,888,159,480

(令和4年6月1日揭示済)

奈良市告示第336号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年6月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年6月2日揭示済)

奈良市告示第337号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小谷 義幸 奈良市大慈仙町1102番地	向家 一郎 奈良市大慈仙町721番地の1

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年6月2日揭示済)

奈良市告示第338号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月7日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

藤ノ木台四丁目3番8号	三条桜町15番34号
藤ノ木台四丁目3番9号	帝塚山中町10番11号
帝塚山南三丁目2番7号	東登美ヶ丘一丁目8番3-2号
大森西町22番6号	百楽園一丁目8番32号
六条西二丁目15番9号	西大寺竜王町一丁目5番54号
松陽台二丁目19番6号	大森西町23番17号
四条大路一丁目5番14-1-室番号	大安寺三丁目3番12-室番号
北登美ヶ丘四丁目3番18号	大安寺三丁目3番13-室番号
西大寺新町一丁目3番16号	六条西二丁目11番31号
六条一丁目3番6-2号	西大寺新池町5番25号
西大寺北町四丁目6番27号	富雄北一丁目18番9号
西大寺国見町一丁目7番22-室番号	七条西町一丁目35番2号
秋篠早月町2番26-3号	
秋篠早月町5番21号	
六条西二丁目11番25号	
東紀寺町二丁目4番17号	
学園南三丁目15番6号	
三条栄町19番46号	
三条桜町13番7-5号	

(令和4年6月7日揭示済)

奈良市告示第339号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	百楽園三丁目6番7号
変更後	百楽園三丁目6番7-1号

(令和4年6月7日揭示済)

奈良市告示第340号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	百楽園三丁目6番8-1号
変更後	百楽園三丁目6番7-2号

(令和4年6月7日揭示済)

奈良市告示第341号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示す

る。

令和4年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年6月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190100	訪問介護	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目3-14 不動ビル4階406	リールヘルパー ステーション学 園前	奈良県奈良市学園 朝日町4-4
2970190118	訪問介護	合同会社ニコ	奈良県奈良市法 華寺町1210番地 TMビル208号室	訪問介護ニコ	奈良県奈良市法華 寺町1210番地TMビ ル208号室
2970190092	訪問介護	株式会社春日苑	奈良県奈良市三 松三丁目640-1	訪問介護事業所 はるひ	奈良県奈良市二名 二丁目2492-7
2970190068	訪問介護	株式会社健勝	奈良県天理市岸 田町623番地3	あおい訪問介護	奈良県奈良市尼辻 中町11-17
2960199111	(介護予防) 訪問看護	一般社団法人イー デンホール	奈良県生駒市東 松ヶ丘5-22	訪問看護ステー ションpieces	奈良県奈良市三碓 六丁目10番48コ スモプラザ大神 203号
2960199129	(介護予防) 訪問看護	株式会社八重桜	奈良県奈良市法 蓮町410番地の2	八重桜訪問看護 ステーションぷ らす	奈良県奈良市法蓮 町410-2-202
2970190084	通所介護	株式会社楓工務店	奈良県奈良市朱 雀三丁目1-7	デイサービスき たえるーむ奈良 帝塚山	奈良県奈良市帝塚 山二丁目21-25

(令和4年6月7日掲示済)

奈良市告示第342号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年6月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190076	居宅介護支 援	社会福祉法人協同 福祉会	奈良県大和郡山 市宮堂町字青木 160番7	あすならホーム 今小路ケアプラ ンセンター	奈良県奈良市今小 路町29番1

(令和4年6月7日掲示済)

奈良市告示第343号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は総務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
令和4年4月8日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(令和4年6月8日揭示済)

奈良市告示第344号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年6月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年6月8日揭示済)

奈良市告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、令和4年6月12日より道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	六条奈良阪線	奈良市西木辻町200番7地先から 奈良市南京終町一丁目189番12地先まで	前	0~26.0	409.0	
			後	26.0	409.0	

(令和4年6月9日揭示済)

奈良市告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和4年6月12日より道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間		延長(m)	幅員(m)
1	六条奈良阪線	奈良市西木辻町200番7地先から	奈良市南京終町一丁目189番12地先まで	L=409.0	W=26.0

(令和4年6月9日揭示済)

奈良市告示第347号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があつ

たので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団虎の門記念会 学園前診療所	奈良県奈良市学園北一丁目15-8	令和4年 3月31日
学園前アイクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1番1号 ル・シエル学園前北ビル3階305号室-B	令和4年 3月31日
杉中歯科医院	奈良県奈良市法蓮町302-1	令和4年 3月23日
やまおか歯科	奈良県奈良市三碓3-11-1	令和4年 2月28日
吉田薬局	奈良県奈良市西木辻町27番地	令和4年 3月31日
オレンジ薬局 富雄店	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号 ききょう富雄ビル1F	令和4年 4月30日

(令和4年6月9日揭示済)

奈良市告示第348号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
学園前アイクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1番1号 ル・シエル学園前北ビル3階305号室-B	令和4年 5月1日
ことのは内科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	令和4年 6月1日
やまおか歯科・矯正歯科	奈良県奈良市三碓3-11-1	令和4年 3月1日
吉田薬局	奈良県奈良市西木辻町27番地	令和4年 4月1日
サン薬局 富雄中央店	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号 ききょう富雄ビル1F	令和4年 5月1日

(令和4年6月9日揭示済)

奈良市告示第349号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者

省略

(令和4年6月10日揭示済)

奈良市告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤田 哲也 奈良市西包永町9番地	岡山 英雄 奈良市西包永町19番地の1

2 変更の年月日

令和4年5月1日

(令和4年6月10日揭示済)

奈良市告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	矢野 正行 奈良市秋篠町1014番地の7	岡田 修 奈良市秋篠町1122番地の33

2 変更の年月日

令和4年4月10日

(令和4年6月10日揭示済)

奈良市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	塩津 久美 奈良市西大寺竜王町一丁目3番27-3号	吉竹 いづみ 奈良市西大寺竜王町一丁目4番40号

2 変更の年月日

令和4年5月1日

(令和4年6月10日揭示済)

奈良市告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町 1304 番地の 7	奈良市都祁白石町 1304 番地の 41
代表者の氏名 及び住所	小山 味岐 奈良市都祁白石町 1304 番地の 7	中島 重信 奈良市都祁白石町 1304 番地の 41

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年6月10日掲示済)

奈良市告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により狭川東町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今西 正延 奈良市狭川東町 423 番地	岡田 浩 奈良市狭川東町 178 番地

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年6月10日掲示済)

奈良市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月13日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
三口 雄康		はり・きゅう	令和4年 5月10日
三口 雄康	奈良県奈良市富雄北一丁目17番 34号503号室		

(令和4年6月13日掲示済)

奈良市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月13日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
藤本 和希		あんま	令和4年 5月20日
ふじ鍼灸マッサージ	奈良県奈良市六条一丁目21-7 グランシャリオ野々宮 203		
藤本 和希		はり・きゅう	令和4年 5月20日
ふじ鍼灸マッサージ	奈良県奈良市六条一丁目21-7 グランシャリオ野々宮 203		

(令和4年6月13日掲示済)

奈良市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月13日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松田 成樹		あんま	令和4年 4月22日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市大宮町三丁目2- 46-505		
松田 成樹		はり・きゅう	令和4年 4月22日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市大宮町三丁目2- 46-505		

(令和4年6月13日掲示済)

奈良市告示第358号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年6月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和4年6月14日掲示済)

奈良市告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和4年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102157	株式会社新高和	630-8238	奈良県奈良市高天市町49番地池田ビル3階	新高和介護サービス	630-8238	奈良市高天市町49番地	居宅介護

2 廃止年月日 令和4年4月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100316	合同会社ディアフォレスト	631-0015	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507-6	グループホームしかのもり	631-0015	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507-6	共同生活援助

3 廃止年月日 令和4年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103478	有限会社MYP食品	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6-11	MYPグループホーム左京	630-0801	奈良市左京三丁目2番地の2	短期入所
2920100506	有限会社MYP食品	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6-11	MYPグループホーム左京	630-0801	奈良市左京三丁目2番地の2	共同生活援助

4 廃止年月日 令和4年6月2日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103726	株式会社健勝	632-0056	奈良県天理市岸田町623番地3	あおい訪問介護	630-8024	奈良県奈良市尼辻中町11-17	居宅介護、重度訪問介護

(令和4年6月14日掲示済)

奈良市告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100142	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿町630-6	グループホームひだまり	630-8451	奈良県奈良市北之庄西町1-10-16	共同生活援助	令和10年5月31日

(令和4年6月14日掲示済)

奈良市告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100571	合同会社 イノベイト	630-8135	奈良県 奈良市 大安寺 西三丁目8番地14号	イノベイト	630-8441	奈良県奈良市 神殿町327-2 ジュネス 神殿203号、205号、208号、213号、218号	共同生活 援助	令和10年 5月31日
2910103726	株式会社 健勝	632-0056	奈良県 天理市 岸田町 623番地3	あおい訪問介護	630-8024	奈良県奈良市 尼辻中町11-17	居宅介護、 重度訪問介護	令和10年 5月31日
2910103718	合同会社 YoKuNaRu	615-0911	京都府 京都市 右京区 梅津北町41番地8	cuore	630-8134	奈良県奈良市 大安寺四丁目4-28	就労継続 支援A型	令和10年 5月31日
2920100563	有限会社 ほのぼの	630-8144	奈良県 奈良市 東九条町206番地の25	Re:Cherry	630-8144	奈良県奈良市 東九条町625番地8	共同生活 援助	令和10年 5月31日
2920100589	株式会社 エムワイピー	630-8115	奈良県 奈良市 大宮町六丁目6-11	MYPグループ ホーム左京	631-0801	奈良県奈良市 左京三丁目2番地の2	共同生活 援助	令和10年 5月31日
2910103734	株式会社 エムワイピー	630-8115	奈良県 奈良市 大宮町六丁目6-11	MYPグループ ホーム左京	631-0801	奈良県奈良市 左京三丁目2番地の2	短期入所	令和10年 5月31日

(令和4年6月14日揭示済)

奈良市告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年6月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年4月14日 奈良市指令整開 第21A-30号

令和4年5月19日 奈良市指令整開 第21A-30-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年6月15日 第1810号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓七丁目26番1及び28番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区長居東四丁目5番25号

株式会社ステップ 代表取締役 森本 宣昭

(令和4年6月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第20号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年6月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年6月1日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
東九条町498-1他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
中山町1584-2他	②	分流	
敷島町二丁目～秋篠町	③	分流	
柏木町519-28の一部	④	分流	

位置図省略

(令和4年6月1日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
前田設備	前田 幸治	奈良市秋篠三和町一丁目11番14号	令和4年6月6日

(令和4年6月9日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年6月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
東條設備	東條 泰雅	奈良市南紀寺町三丁目277番の1ハック ベリーハイツC202	令和4年6月10日

(令和4年6月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第9号

令和4年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和4年6月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 6,015人

6分の1の数 50,124人

3分の1の数 100,247人

(令和4年6月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

令和4年6月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

1 選挙人名簿の抄本の閲覧 (1) 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年4月5日及び6日	前川 清成	選挙運動用ハガキの送付	五条西一丁目の選挙人165件、五条西二丁目の選挙人142件、四条大路一丁目の選挙人477件、四条大路二丁目の選挙人164件、四条大路三丁目の選挙人1,276件、四条大路四丁目92件、四条大路五丁目114件、西大寺赤田町一丁目38件、西大寺赤田町二丁目の選挙人94件、三松一丁目の選挙人169件、三松二丁目の選挙人206件、及び中山町の選挙人806件
令和3年4月22日及び23日	大阪府中央区備後町2-4-9日本精化ビ	「県民アンケート調査」の送付	第1投票区から第63投票区、第65投票区、第67投票区、第69投票区、第71投票区、第

	ル6階 株式会社 エム・アールビジネス代表取締役 榎谷忠則		73 投票区、第 75 投票区、第 77 投票区、第 79 投票区、第 81 投票区、第 83 投票区、第 85 投票区、第 87 投票区、第 89 投票区、第 91 投票区、第 93 投票区、第 95 投票区、第 97 投票区、第 99 投票区、及び第 101 投票区の選挙人各 15 件
令和3年5月10日及び11日	中島 勉治	後援会名簿の作成	学園大和六丁目の選挙人 23 件、西登美ヶ丘の選挙人 490 件、学園朝日一丁目の選挙人 419 件、及び学園朝日二丁目の選挙人 751 件
令和3年5月31日	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞東京本社編集部世論調査部長 湯本浩司	政治・選挙に関する世論調査	学園大和六丁目の選挙人 2,754 件、学園中五丁目の選挙人 11 件、及び帝塚山一丁目の選挙人 11 件
令和3年6月9日	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 19 番 15 号 一般社団法人 新情報センター事務局長 山本恭久	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出の為	大安寺七丁目の選挙人 50 件、杉ヶ町の選挙人 48 件、柳町の選挙人 2 件、及び学園南一丁目の選挙人 50 件
令和3年6月7日及び8日	白川 健太郎	後援会名簿の作成	藤ノ木台一丁目の選挙人 190 件
令和3年6月17日	佐野 和則	選挙運動用ハガキの送付	南紀寺町の選挙人 122 件、東紀寺町の選挙人 16 件、西紀寺町の選挙人 2 件、紀寺町の選挙人 53 件、南京終町の選挙人 5 件、京終地方町の選挙人 1 件、十輪院町の選挙人 4 件、及び高畑町の選挙人 21 件
令和3年6月25日	大西 淳文	選挙運動用ハガキの送付	四条大路南町の選挙人 307 件、恋の窪二丁目の選挙人 68 件、大安寺一丁目の選挙人 16 件、大安寺二丁目の選挙人 23 件、大安寺三丁目の選挙人 10 件、大安寺四丁目の選挙人 100 件、及び大安寺七丁目の選挙人 146 件
令和3年7月16日	東京都荒川区西日暮里 2-40-10 (株)サーベイリサーチセンター	時事問題調査「日本の世論 2021」	大森西町、恋の窪二丁目、恋の窪三丁目、四条大路南町、大安寺西一丁目、八条町の選挙人各 1 件、恋の窪一丁目の選挙人 2 件、及び四条大路一丁目の選挙人 3 件
令和3年8月12日	東京都千代田区内神田 2-2-1 鎌倉河岸ビル (株)日経リサーチ	政治、選挙に関する世論調査	阪原町、狭川東町、狭川両町の選挙人各 1 件、及び佐紀町の選挙人 13 件
令和3年8月24日	(一社)中央調査社	世論調査の実施	西登美ヶ丘六丁目の選挙人 50 件、及び西登美ヶ丘八丁目の選挙人 48 件
令和3年8月27日	松谷 満	国際化と市民の政治参加に関する世論調査 2021	押上町、川久保町、北御門町、水間町、手貝町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、油留木町、法蓮町、平清水町、七条町、百楽園一丁目の選挙人各1件、今小路町、雑司町、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘三丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、東紀寺町二丁目、白毫寺町、

			南紀寺一丁目、七条東町の選挙人各2件、学園緑ヶ丘二丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目、東紀寺町一丁目、東紀寺町三丁目、佐保台一丁目の選挙人各3件、佐保台三丁目、南紀寺町四丁目、南紀寺町五丁目、針町の選挙人各4件、川上町、学園新田町、佐保台西町、南紀寺町三丁目の選挙人各5件、佐保台二丁目、南紀寺町二丁目、高畑町の選挙人各6件、西登美ヶ丘二丁目の選挙人7件、七条一丁目の選挙人9件、押熊町の選挙人16件、中登美ヶ丘一丁目の選挙人18件、及び法華寺町の選挙人25件
令和3年9月24日	東京都港区東新橋1-1-7 一般財団法人 共同通信社 会長水谷亨	政治・選挙に関する世論調査	第7投票区、第12投票区、第18投票区、第24投票区、第59投票区、第76投票区、及び第83投票区の実選区の実選区各12件
令和3年9月27日、28日及び29日	大阪府中央区備後町2-4-9 日本精化ビル6階 株式会社 エム・オールビジネス代表取締役 榎谷忠則	アンケート調査票「なら健康長寿基礎調査」の送付のため	第1投票区、第5投票区、第9投票区、第11投票区、第13投票区、第15投票区、第17投票区、第19投票区、第21投票区、第23投票区、第25投票区、第27投票区、第29投票区、第31投票区、第33投票区、第37投票区、第39投票区、第41投票区、第43投票区、第45投票区、第47投票区、第51投票区、第53投票区、第57投票区、第61投票区、第65投票区、第67投票区、第69投票区、第73投票区、第75投票区、第77投票区、第81投票区、第83投票区、第85投票区、第87投票区、第91投票区、第93投票区、第97投票区、第101投票区の実選区各60件、第3投票区、第7投票区、第35投票区の実選区各70件、第49投票区の実選区42件、第55投票区の実選区57件、第59投票区の実選区78件、第63投票区の実選区63件、第71投票区の実選区72件、第89投票区の実選区40件、及び第99投票区の実選区48件
令和3年10月6日	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター事務局 局長 山本恭久	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出の為	朝日町二丁目、肘塚町、学園北二丁目の選挙人各50件
令和3年10月7日	東京都墨田区江東橋4丁目26番5号 (株)日本リサーチセンター代表取締役 杉原領治	「嗜好品と社会的意識及び行動の変化に関する調査」の対象者抽出の為	北市町、あやめ池南五丁目、三松一丁目の選挙人各6件
令和3年10月15日	名古屋市中区松原	令和3年度県民健康・食生	芝辻町、小太郎町、花園町、南袋町、柳町、陰

<p>日</p>	<p>町二丁目2番33号 (株)名豊代表取締役 小池武史</p>	<p>活実態調査</p>	<p>陽町、元興寺町、南魚屋町、奥芝町、小川町、林小路町、東向南町、角振新屋町、学園中二丁目、学園中三丁目、学園南三丁目、平松三丁目、平松四丁目、平松五丁目、宝来二丁目、二名二丁目、八条一丁目、八条二丁目、八条三丁目、西九条町一丁目、西九条町三丁目、神殿町、南京終町六丁目、神功六丁目の選挙人各1件、水門町、北御門町、川之上突抜町、南新町、東木辻町、阪新屋町、登大路町、阿字万字町、北向町、東城戸町、北風呂町、西大寺芝町二丁目、学園北二丁目、学園中一丁目、宝来三丁目、三松一丁目、学園中四丁目、大安寺六丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目、五条西二丁目、押熊町の選挙人各2件、春日野町、雑司町、瓦堂町、南城戸町、北小路町、船橋町、内侍原町、寺町、尼辻町、学園南二丁目、百楽園一丁目、宝来一丁目、鳥見町一丁目、虚空蔵町、六条西一丁目、南京終町二丁目の選挙人各3件、椿井町、北室町、尼辻南町、平松二丁目、五条畑二丁目、宝来四丁目、三松ヶ丘、鳥見町四丁目、大安寺四丁目、大安寺五丁目、西九条町、菩提山町、六条西四丁目、神功四丁目の選挙人各4件、押上町、川久保町、今在家町、川之上町、今辻子町、角振町、西城戸町、尼辻中町、尼辻西町、学園北一丁目、五条一丁目、富雄北二丁目、三松二丁目、西九条町二丁目、興隆寺町、南京終町五丁目の選挙人各5件、杉ヶ町、高天市町、大宮町一丁目、小西町、西大寺新田町、平松一丁目、富雄北一丁目、富雄元町一丁目、三碓町、青垣台一丁目、南京終町七丁目の選挙人各6件、芝辻町、西新在家町、佐紀町、西大寺国見町二丁目、富雄川西二丁目、大安寺町三丁目、杏町、赤膚町、学園大和町二丁目の選挙人各7件、今小路町、秋篠町、西大寺小坊町、西大寺芝辻町一丁目、富雄北三丁目、大安寺二丁目、米谷町、中登美ヶ丘一丁目、南京終町、南京終町三丁目、南京終町四丁目の選挙人各8件、西木辻町の選挙人9件、鳥見町二丁目、神功五丁目の選挙人各10件、富雄川西一丁目、中畑町、五条西一丁目の選挙人各11件、大森町、北市町、五条畑一丁目、鳥見町三丁目、神功二丁目の選挙人各12件、川上町、学園朝日元町、大安寺一丁目、六条緑町、神功三丁目の選挙人各13件、六条三丁目の選挙人14件、油阪町、西大寺国見町一丁目、高畑町の選挙人各15件、興善院町、高畑町、藤原町の選挙人各16件、歌姫町の選挙</p>
----------	--	--------------	--

			人18件、学園大和町三丁目の選挙人19件、学園大和町一丁目の選挙人20件、三条町の選挙人22件、紀寺町の選挙人25件、山陵町、七条西町一丁目、古市町の選挙人各28件、尼辻北町の選挙人29件、東九条町の選挙人31件、西登美ヶ丘二丁目の選挙人38件、法華寺町の選挙人40件、北永井町の選挙人45件、及び奈良阪町の選挙人49件
令和3年11月8日	丹羽 功	選挙についての意識調査	二名平野二丁目、二名六丁目の選挙人各1件、別所町、二名平野一丁目、興善院町、中町、二名五丁目、京終地方西側町、広岡町、七条二丁目の選挙人各2件、西狭川町、狭川東町、狭川両町の選挙人各3件、忍辱山町、大慈仙町、二名東町の選挙人各4件、富雄川西一丁目、六条西五丁目の選挙人各5件、三碓町の選挙人6件、西木辻町の選挙人7件、法蓮町、二名四丁目の選挙人各8件、二条町一丁目、二条町三丁目、秋篠町、下狭川町、京終地方東側町の選挙人各10件、二名二丁目、北京終町、六条三丁目の選挙人各11件、水間町の選挙人12件、月ヶ瀬桃香野の選挙人13件、学園赤松町、二名三丁目、大倭町、南京終町五丁目の選挙人各14件、南京終町一丁目、藤ノ木台三丁目、六条西三丁目、二条町二丁目の選挙人各15件、二名一丁目、南京終町二丁目の選挙人各16件、西登美ヶ丘七丁目の選挙人18件、松陽台三丁目の選挙人19件、松陽台四丁目、六条西五丁目、六条西四丁目の選挙人各20件、杏町、朱雀二丁目の選挙人各21件、奈良阪町の選挙人22件、南肘塚町の選挙人23件、中辻町、鳥見町一丁目の選挙人各26件、南京終町三丁目の選挙人27件、西登美ヶ丘五丁目の選挙人28件、千代ヶ丘二丁目、千代ヶ丘三丁目の選挙人各30件、般若寺町、藤の木台二丁目の選挙人各33件、鳥見町二丁目の選挙人35件、菅野台の選挙人36件、西登美ヶ丘八丁目の選挙人37件、鶴舞東町、朱雀四丁目の選挙人各39件、千代ヶ丘一丁目の選挙人40件、朱雀三丁目、左京一丁目の選挙人各41件、朱雀一丁目の選挙人42件、西登美ヶ丘六丁目、肘塚町、南京終町四丁目の選挙人各45件、鶴舞西町の選挙人47件、鳥見町三丁目、左京三丁目の選挙人51件、朱雀五丁目の選挙人57件、南京終町の選挙人59件、藤ノ木台一丁目の選挙人60件、七条西町一丁目の選挙人67件、佐紀町の選挙人68件、鳥見町四丁目の選挙人77件、左京二丁目の選挙人88件、法華寺町の選挙人128件、及び中山

			町の選挙人 150 件
令和3年11月19日	東京都千代田区大手町1-7-1 世論調査部長 湯本 浩司	政治・選挙に関する世論調査	青野町の選挙人 1 件、青野町一丁目、青野町二丁目、疋田町一丁目の選挙人各 2 件、西大寺国見町三丁目 4 件、疋田町の選挙人 6 件、及び菅原町の選挙人 12 件
令和3年12月10日、13日、14日、21日及び24日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	西木辻町の選挙人 1,977 件、肘塚町の選挙人 1,243 件、紀寺町の選挙人 1,481 件、大森町の選挙人 1,275 件、及び杉ヶ町の選挙人 280 件
令和4年1月13日	井上 昌弘	選挙運動用ハガキの送付	古市町の選挙人 1,088 件
令和4年1月21日	山本 直子	選挙運動用ハガキの送付	学園中一丁目の選挙人 119 件、学園中二丁目の選挙人 85 件、学園中三丁目の選挙人 140 件、学園大和町一丁目の選挙人 380 件、学園大和町二丁目の選挙人 250 件、及び学園大和町三丁目の選挙人 180 件
令和4年2月3日	東京都荒川区西日暮里2-40-10 (株)サーベイリサーチセンター	関西大学 家族に関する振り返り調査	東九条町の選挙人 30 件
令和4年2月8日	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター事務局長 山本恭久	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	南京終町四丁目の選挙人 50 件、及び鶴舞西町の選挙人 48 件
令和4年2月16日及び18日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	瓦堂町の選挙人 177 件、北京終町の選挙人 214 件、京終地方東側町の選挙人 204 件、京終地方西側町の選挙人 34 件、元興寺町の選挙人 86 件、杉ヶ町の選挙人 719 件、東紀寺町一丁目の選挙人 500 件、東紀寺町二丁目の選挙人 140 件、紀寺町の選挙人 1,741 件、及び肘塚町の選挙人 45 件
令和4年3月16日	山本 直子	後援会名簿の作成	学園中三丁目の選挙人 389 件、学園大和町一丁目の選挙人 229 件、学園大和町二丁目の選挙人 342 件、及び学園大和町三丁目の選挙人 80 件
令和4年3月23日	山本 直子	後援会名簿の作成	学園大和町二丁目の選挙人 296 件、及び学園大和町三丁目の選挙人 448 件
令和4年3月24日	山口 裕司	後援会名簿の作成	朱雀三丁目の選挙人 160 件、朱雀五丁目の選挙人 86 件、及び朱雀六丁目の選挙人 170 件

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧

該当なし

(令和4年6月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会令和4年6月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年6月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年6月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所中央棟 地下会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(5月専決処理分)
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(5月専決処理分)
- (4) 水田利用転換届について
- (5) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 知事許可について(5月許可分)

(令和4年6月6日掲示済)

奈良市農業委員会告示第8号

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和4年6月13日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

記

1 共有者不明農用地等の所在等

土地について			設定しようとする権利について			
土地の所在、地番	地目	面積 (㎡)	種類	内容	始期	存続 期間
針ヶ別所町 636	田	613	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1595	田	1,151	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1748	田	1,420	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1986	田	55	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1987	田	61	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1988	田	85	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1989	田	254	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1990	田	416	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 1991	田	776	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 2027	田	44	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 2028	田	140	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 2029	田	189	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 2030	田	319	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
針ヶ別所町 2031	田	407	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
都祁馬場町 1446	田	326	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年

都祁馬場町 1447	田	423	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年
都祁馬場町 1448	田	1,157	使用貸借権	水田	奈良市の公告日の翌日	10年

- 2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。
- 6 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。
 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

農用地利用集積計画 省略

(令和4年6月13日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

議会議長 土田 敏 朗 は、本日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。
 令和4年6月15日

奈良市議会副議長 山本 憲 宥
 (令和4年6月15日揭示済)